

盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例の 制定について

平成17年8月29日
都 市 整 備 部

1 制定の趣旨

平成12年の都市計画法の改正により、一定要件を除き原則として開発審査会の議を経ることとされている市街化調整区域の開発許可等の要件について、条例で規定することにより、開発審査会への付議の省略が可能となった。

当市が開発許可権限を有することとなった平成12年11月の特例市への移行後の審査の積み重ねにより、定型的な判断が可能な分家住宅等の許可要件については、法の規定に基づき条例を制定することで付議の省略を図り、市民ニーズに対応した申請手続きの合理化・迅速化を図り、市民サービスの向上を図ろうとするものである。

また、現行の「盛岡市開発行為の許可に係る開発区域の面積の特例に関する条例」については本条例に統合（本条例の附則により廃止）するものとする。

2 条例の内容

今回、条例で規定しようとする許可の要件は、都市計画法第34条第8号の4の規定に基づき、次表に掲げるものとする。

要 件 名	許可しようとする行為	
	開発行為	建築行為
分家住宅	○	○
収用対象事業	○	○
既存建築物の建替	×	○

3 開発審査会への付議状況

第29回盛岡市開発審査会までの約5年間における付議案件数234件のうち、条例に規定する要件の件数は次表のとおりである。

要 件 名	付議した件数			構成比(%)
	開発	建築	小計	
分家住宅	24件	33件	57件	24.35%
収用対象事業	4件	1件	5件	2.13%
既存建築物の建替	0件	51件	51件	21.79%
計	28件	85件	113件	48.29%

4 条例制定の効果

本条例の制定により、概ね半数については開発審査会への付議が省略されることから、従来は許可までの期間が約1.5～2か月要していたものが、最短で約2週間程度に短縮される見込みである。

5 許可までの手続きの流れ

